

会議録

会議名	令和7年度第1回八王子市医療的ケア児支援検討会
日時	令和7年(2025年)12月11日(木) 午後7時00分～8時30分
場所	八王子市保健所 401会議室
出席者氏名	<p>【医療機関】 橋本 政樹(座長)、加藤 直樹、 笹本 優佳(副座長)、富田 直、大西 志津</p> <p>【障害福祉関係機関】 山内 ゆきみ、松井 綾子、三木 英子、高嵩 瑞貴、和田 香</p> <p>【保育・教育関係機関】 森屋八千代</p> <p>【行政機関】 中山 あづさ健康医療政策課長、長谷川 由美東浅川保健福祉センター館長、荒川 泰雄保健対策課長、山田 光子どもの教育・保育推進課長、斎藤 宏保育幼稚園課長、遠藤 徹也特別支援・情報教育担当課長、坂野 優一放課後児童支援課長</p>
	<p>事務局 長井 優治(障害者支援担当課長)、塩澤 紀子、相川 友希、村田 愛佳、波塚 美千代</p>
欠席者氏名	<p>【医療機関】 小沢 愉理、亀谷 学 【保育・教育関係機関】 加藤 久美子</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長、副会長(座長・副座長)の就任について 3. 医療的ケア児支援検討会について 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> 4-1 八王子市医療的ケア児支援検討会 検討会の検討経過 4-2 八王子市医療的ケア児支援検討会 検討会の進め方 4-3 医療的ケア児の災害対策 5. 閉会
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	なし
配付資料名	次第、委員名簿、席次表、八王子市医療的ケア児支援検討会開催要綱、資料1検討会の検討経過、資料2検討会の進め方、資料3医療的ケア児の災害対策、八王子市障害者計画 P44・P68
会議の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 【事務局】 開会、委員紹介、事務局紹介 欠席者等の連絡 配布資料の確認

	<p>2. 会長、副会長(座長・副座長)の就任について 【事務局】 座長・副座長の指名、挨拶</p> <p>3. 医療的ケア児支援検討会について 【事務局】 要綱をもとに医療的ケア児支援検討会について、開催目的・体制・開催期間について説明。</p> <p>4. 議題 4-1 八王子市医療的ケア児支援検討会 検討会の検討経過 【事務局】 配布資料1に基づき、検討経過について説明</p> <p>4-2 八王子市医療的ケア児支援検討会 検討会の進め方 【事務局】 配布資料2に基づき、これまでの検討内容を踏まえた課題の整理と今後3年間の検討内容について説明 ・今後の検討内容 災害時における医療的ケア児の安全確保を重要な課題と捉え、今後3年間で災害時における医療的ケア児の避難先について検討を進めるとともに、令和8年度が現行の障害者計画・障害児福祉計画の3年目にあたることから、中間見直しを行い、施策にどのように反映させるかについても検討をお願いしたいと考える。</p> <p>【座長】 障害者福祉計画の中間見直しについて説明をして下さい。</p> <p>【行政委員】 障害者福祉計画は、国・都の障害者計画を基本とし、障害者が社会参加できる社会の実現のための施策の実施に関する基本計画であると理解いただければと思う。計画を実行するためには定期的な見直しが必要であり、本検討会での議論も計画見直しの中で反映されるのではないかと考える。</p> <p>【事務局】 現行の障害者福祉計画が令和11年度までの6ヵ年の計画になっており、来年度が中間見直しに充てられている。障害者福祉計画の施策18が重症心身障害児・医療的ケア児への支援となっている。福祉避難所については施策64に記載されている。</p> <p>【委員】 資料2について質問 ・八王子市では、医療的ケア児に関しての個別避難計画が現状どの進められて</p>
--	---

	<p>いるのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市では水害等が心配される地域があると認識しており、特に優先すべきは、ハザードマップにかかる地域の医療的ケア児の災害対策と考える。そのあたりは完遂されているのか。 ・福祉避難所について内閣府から特別支援学校に対して、福祉避難所の整備を進めるようにという通達が出ているかと思うが、それに対する対応はどうしているか。※参考:2024年11月28日付事務連絡「特別支援学校を障害のある子どものための福祉避難所に指定する取組の推進について(依頼)」 <p>【事務局】</p> <p>個別避難計画についてはハザードエリアにお住まいの方で、かつ、一定以上の障害があり避難に困難がある方(肢体不自由、聴覚又は視覚障害等)に対し、個別避難計画の作成に同意を得られる方が対象となる。</p> <p>個別避難計画の作成にあたっては、相談支援事業所に協力いただき作成することとなるため、セルフプランの方など相談支援事業所が入らない方については、個別避難計画の作成が進んでいないと考えられる。この中に医療的ケア児がどれくらい含まれているかは把握できていない。</p> <p>【座長】</p> <p>在宅酸素療法について、近年、ハイフローという新しい方法が一般的になっていく。人工呼吸器ではないので、個別支援計画が立てられないことがある。ハイフローも人工呼吸器と同じくらい重要なことで、この方々に対する個別支援計画の作成については深堀したほうがよいのではないか。</p> <p>【委員】</p> <p>人工呼吸器を使用する方に対しては、八王子市では個別支援計画という名称で保健所が行うものだが、ハイフローは個別支援計画の対象外になった。</p> <p>【委員】</p> <p>相談支援専門員として、個別避難計画の作成を受けた方の中に医療的ケア必要な人が何人かいる。</p> <p>ただ、その内容としては、避難先をどうするか、誰が避難誘導を行うか、安否確認を誰がするのかということなので、医療的ケアについて、この人はこんな備蓄が必要というようなものではない。</p> <p>【座長】</p> <p>結論を出すわけではないが、個別支援計画の対象には医療的ケア児も含まれるという認識を共有したいがどうか。</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画は人工呼吸器の方は対象になるが、他の医療的ケアの場合は対
--	--

	<p>象ではないので、人工呼吸器以外の医療的ケアの場合についても進めていければよいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画と個別支援計画は違い、避難計画は立てられていてもそこには医療的ケアに関する詳細や備蓄といったものは挙げられていないので計画が立てられていないという状況かと思う。必要性を感じている。 <p>【行政委員】</p> <p>災害時の個別支援計画は保健所で作成しており、大体市内で 40 数名該当し、更新も行っているところではある。抜け落ちる部分があるということであれば、個別避難計画のほうで対応することは難しいのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>個別避難計画は、災害時に避難するにあたって、誰が手助けして、どこに避難し、安否確認するかを決めておくもの。個別支援計画は、医療的ケア児の方が具体的にサービス内容等を纏め準備をしておくためのものである。</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップにいる医療的ケア児に対する個別支援計画は最優先にすべき。八王子市の場合だと、医療的ケア児の数が多く、一斉に個別支援計画立てるのは現実的でないことは承知している。ただ、現在の自然災害の起り方を考えると最優先にしたいところである。 ・東京都から各自治体に医療的ケア児に対する対策を求められており、病院に問い合わせがくることがある。 ・来年度以降に、医療的ケア児支援法の改正の中にも災害対策が入ってくる可能性もあるので、準備をしてもよいのではないか。 <p>【事務局】</p> <p>個別避難計画は福祉部で行っている。個別避難計画と個別支援計画は、役割等が異なるため担当所管と共有し、検討したい</p> <p>【委員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は医療的ケアスコアの合計点が 30 以上の重症心身障害児であり、3.11 の震災時も開所中で 6 人の利用者を親元に返した経験から、災害時にどのように避難させるかを日々考えている。 ・まずは、障害のある方が災害に対してそれぞれ自分はどう対処したらいいかという意識を持っていただくことが第一と考える。実際に命を守るには、自分が住んでいる地域で地震等の災害が起きた場合、どこが危険でどこが安全なのかを個々の方にいかに認識してもらうか。いろいろな方がアドバイスをすることで、親御さんにいかに考えてもらえるかが大事ではないか。 ・福祉避難所にしても、重症の医療的ケア児や重症心身障害児がそこへ避難することはまずなく、病院に行きたい。備蓄といつても注入するもの、必要なものも各
--	---

	<p>自異なるので、主に親御さんが持つておくべきものになる。このことをいかに親の意識に植え付けていくかが一番至急の問題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えるのではなく、どうすれば安全にいられるか、広報等を通じて周知していくことが大事なのではないか。その大枠として計画があり、避難所をいかに充実させるかである。 <p>4-3 医療的ケア児の災害対策</p> <p>【事務局】</p> <p>資料3に基づき、福祉避難所の現状と課題について説明</p> <p>【委員】</p> <p>医療的ケア児ニーズ調査の災害に関する意見について説明。 分析が途中であり、次回の検討会で報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の不安について主に以下のものが挙げられた。 <p>①電源や酸素など生命維持装置の確保への不安 最も多かったのが医療的ケア児に必要な電源の確保。酸素供給や機器の稼働。</p> <p>②自宅避難 避難したくないのではなく、避難が困難であったり、避難できないケース。エレベーターは稼働しなかったり、重度の障害児を抱えて階段避難ができないという意見。 →これを受けて訪問看護ステーションの利用者に大規模災害の発生時に避難場所はどこか、福祉避難所が開設されたら行くかについてアンケートをしたところ次のような結果を得た。(無記名式で40名を対象とし、25名から返答があった)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在想定している避難場所はどこか→自宅(15名。60%) ・医療的ケア児も利用できる福祉避難所が開設された場合に避難場所はどこにするか→避難所(19名。70%) <p>③医療的ケア児の避難場所が不明確、利用困難 →電源を独占してしまうことへの不安等がある</p> <p>④医療的ケアに関する不安(物品の不足等)</p> <p>⑤感染症リスク</p> <p>⑥災害経験のないことへの不安(何を準備すべきか、情報はどこから得られるか)</p> <p>⑦自宅避難を前提としているが自宅が壊れてしまったらどうするか</p> <p>【座長】</p> <p>医師会でも災害マニュアル作成会議を行っているが、災害時は病院機能が麻痺しないことが重要となるため、72時間は診療所は閉めて、各基幹病院や救護所に向かいトリアージをするというような計画を立てている。 医療救護についての市の体制、医師会活動を考えて医療がどう繋がっていくかという大まかな枠組みを行政から説明願いたい</p>
--	---

【行政委員】

現在、健康医療部は災害医療マニュアルを作成中である。災害医療体制は「医療救護活動拠点」と「健康危機管理拠点」の二つの設置を考えている。「医療救護活動拠点」は発災直後から 72 時間までの病院機能維持を目的とした緊急医療救護所運営や救護所におけるトリアージへの助言、病院間調整などを担う。震度 6 弱以上で自動開設する緊急医療救護所は従来 15 か所としていたが、人員確保の課題から昨年度、医療コーディネーターや医師会、病院などと見直し、自動開設は5箇所とした。中核病院 2 か所と帰宅困難者や多数の負傷者が見込まれる八王子駅周辺 3 か所に医師会の医師や市職員などが参集する。その他の救護所の開設は、医療救護活動拠点が病院との情報連携により判断する。

災害時は人員不足や想定外の課題が発生するため、平時から優先事項や体制を検討し、医療・福祉関係者の協力のもと、それぞれのネットワークを活用して、いち早く優先度が高い患者さんの救護が行えるよう、医療救護活動拠点に迅速な情報共有ができる仕組みを構築することが重要である。

【座長】

災害時は自助が基本。しかし、最終的なバックアップの役割は行政となるため、人との付き合いや体制づくりが重要である。福祉避難所の協定について詳しく聞きたい。

【事務局】

・福祉避難所は協定を結んでおり、災害発生時に、先施設の安全確認をした上で市が指定して開設する。

現在協定を結んでいる施設は、八王子西特別支援学校、八王子東特別支援学校、八王子特別支援学校、南大沢学園、八王子盲学校、八王子施設長会に属する施設(高齢・障害)、八王子市内障害者等入所施設連絡協議会に属する施設、八王子ホテル旅館組合に属する施設、わくわくビレッジ、八王子障害者地域生活拠点センターウポレである。

・災害発生直後は福祉避難所としては利用できない。まず指定一般避難所へ避難をした後、開設が必要と判断された場合、福祉避難所の対象となる施設の状況、安全等を確認する。施設の受け入れ態勢等も確認しながら、施設の空きスペース等があれば本人と家族に避難してもらい、行政職員が運営に当たる形となる。具体的な本人への支援については家族に関わってもらうようになる。

【委員】

福祉避難所の協定に福祉避難所として活用するための補助金は出ているのか。医療的ケア児にとって非常用電源はとても重要となる。福祉避難所では非常用電源等、最低限のものを事前に準備をしておかないと、医療的ケア児の受け入れが難しいと思われる。

【事務局】

非常用電源については5つの特別支援学校等(八王子西特別支援学校、八王子東特別支援学校、八王子特別支援学校、南大沢学園、八王子盲学校)に配備するため、市で非常用電源を購入し確保している。ただし、学校側の受け入れ態勢が難しく、学校施設の中に予め配備はされていない。福祉避難所を開設する場合は、市で別の場所で保管している非常用電源を持ち出し福祉避難所へ運ぶ流れとなっている。

その他の物品については、計画的に購入対応を進めているが、まだこれからという状況である。

【座長】

本日、八王子東特別支援学校校長が休みのため、今後、福祉避難所の非常用電源等の物品の受け入れ態勢について、意見を聞いていきたい。

【委員】

八王子で水害が発生したとき、八王子東特別支援学校は、校長先生の一存で避難する場所として学校に来ていないと声をかけたと聞いた。非常用電源は蓄電されていないと使用できない。学校に避難できるというのはすごく安心できることだと思う。

【委員】

蓄電池をどんなものを購入したらいいのか悩んだり、高額なため購入をためらってしまうことがあるため、障害者地域生活支援拠点事業としてお試し用の蓄電池を購入し、災害時に貸し出すのではなく、試してもらい災害時用に蓄電池を備えてもらえるよう準備している。

【委員】

コロナ前に実施されていた自立支援協議会の検討会で災害をテーマとしたチムがあり、その中の話で住宅展示場を避難所として協力してもらえないかという話があった。住宅展示場は、学校等での避難所より安心できるのではないか。八王子市には大きい住宅展示場があるため、協力してもらえないのかという意見が出た。

【委員】

昨年、園で補助金を利用し蓄電池を購入した。蓄電池は1か月に1回は使用し充電をしないと使用できなくなる可能性が高い。

現在、医療的ケア児は2名おり、酸素をついている医療的ケア児に対して職員の役割等の計画を立てている。避難訓練の際も、酸素を持ち出している。

【委員】

補助金を利用し、事業所と放課後等デイサービスにそれぞれ各1台ずつ蓄電池を設置している。

医療的ケア児は2名(経管栄養、CPAP)おり、災害時には電源が必要である。災害時には蓄電池を確保しており、近所にいる保護者と連携がとれる体制となっている。

福祉避難所として当園を含め通園通所事業所も利用できるのではないか。十分な電源を提供できるか不安はあるが、建物が大丈夫であれば避難所として受け入れなければと考えている。

【行政委員】

医療的ケア児に特化してではなく、業務の中で電源確保の必要性があるため各公立保育園に非常用電源を装備している。非常用電源をどう広く使うかは議論できていない。

保育園は避難所にはなっていないが、一般避難所での受け入れが難しい医療的ケア児ではなく乳幼児や妊婦を対象として、保育園を開放するという考え方もあるが、まだ結論に至っていない。

建って50年以上経っている施設が多く耐震性から使用できない施設も多い。

【行政委員】

民間保育園については、災害時の物品購入費として令和5年より国から1施設、年間10万円まで使用できる補助金が出ている。蓄電池に限らず、移動用のワゴン等も対象。補助金の利用は進んでおり、今後も継続して活用ていきたいと考えている。

【行政委員】

現在、学童保育所では医療的ケア児はいないが、入所の相談はある。医療的ケア児の受け入れ体制を検討している。

学童保育所は学校の敷地内や、校舎内にあり、備蓄品は学校と学童で重複しないようにしている。

災害時には学校と連携が取れるよう、対応を把握しておく必要がある。

【行政委員】

こども家庭センター東浅川の圏域では医療的ケア児は4名いる。

病院から地域に戻れるまで支援し、訪問看護やサービスの体制が整った状態で地域に戻っている。地域に戻る際には病院などからこども家庭センターへ連絡があるため、訪問し家庭の様子を把握するよう努めている。

災害時、電源の確保について心配する声があることは聞いている。

【副座長】

本日は貴重な情報を得ることができた。また、日頃災害対策をしていただき感謝している。大震災に備えて、家族が災害に向き合い、準備することが必要だと感じた。

【委員】

世田谷区では自動車会社と協定を結び、災害時には無料で電源を供給するという話を聞いた。八王子市の場合は市域が広いため、すべて賄えるとは思えないが、人口の多い場所には協定を結ぶ意味はあるかもしれない。医療的ケア児に限らず市民全般を対象とするものもある。

7.閉会

【事務局】

第2回医療的ケア児支援検討会の開催については3月を予定。

日程については後日連絡予定。